## 発議第15号

## 新生児の難聴対策の充実を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和元年10月2日提出

熊本市議会議員	西	岡	誠	也
同	村	上		博
同	上	田	芳	裕
同	田	上	辰	也
同	福	永	洋	_
同	Щ	内	勝	志
同	吉	村	健	治
同	島	津	哲	也

熊本市議会議長 倉 重 徹 様

## 意 見 書 (案)

新生児の難聴検査における支援体制の充実を図られるよう要望 いたします。

## (理 由)

日本産婦人科医会によれば、先天性の難聴の子は 1,000 人に 1 人の割合で出生すると言われています。生まれつきの難聴でも、 適切な対応を行うと聞こえる子と同じように言葉が発達するとの 研究結果もあります。早期の検査が必要なのは、脳が生後数カ月 で急速に発達するからです。耳からの情報がなかったり、極端に 少なかったりすることは言葉の発達の遅れにつながり、社会的損 失となります。海外では検査を義務化し、保険で費用が賄われる 国もあり、米国では「生後 1 カ月以内に初期検査、 3 カ月までに 精密検査をして、難聴が分かれば 6 カ月までに早期支援を開始」 というルールを 2000 年から行っています。厚生労働省の調査では、 公費補助をしている自治体は 2017 年度時点で 23%ほどに達して います。精密検査で難聴と診断された場合、軽度なら補聴器をつけたり、重度なら人工内耳の手術をするなどの方法があり、 0 才 時からの適切な対応で小学校の通常学級に通えるという報告が国 内でも行われています。

よって、政府におかれては、新生児の難聴対策の充実を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

 内閣総理大臣

 厚生労働大臣

(各通)